

令和元年6月定例市議会

議案 参考資料

○専決処分の承認を求めることについて

報告第1号 宮津市市税条例等の一部を改正する条例	1P
報告第2号 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	22P
報告第3号 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	26P

【単行議案】

議第1号 財産区管理委員の選任について	32P
議第2号 固定資産評価員の選任について	34P
議第3号 京都地方税機構規約の変更について	35P
議第4号 宮津市市税条例の一部改正について	40P
議第5号 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について	46P



議案参考資料
令和元年6月定例会

報告第1号	宮津市市税条例等の一部改正について【専決】	区分	条例の改正
-------	-----------------------	----	-------

【提案の概要】

◆専決内容の主旨・目的

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等が、平成31年3月29日に公布されたことから、本条例の一部改正を専決処分により行ったもの。

◆専決内容の概要

1個人住民税

- ①ふるさと納税制度の見直しに伴う規定の整備
- ②住宅ローン控除制度の拡充

2法人市民税

大法人の電子申告義務化に伴う災害等の使用困難時の宥恕措置を規定

3固定資産税等

高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の創設

4軽自動車税

- ①環境性能割の税率の適用区分の見直し
- ②グリーン化特例（軽課）の見直し

5その他条文整理

●引用条項ずれに伴う改正等

◆施行期日

1-① 令和元年6月1日、1-② 平成31年4月1日

2 平成31年4月1日

3 平成31年4月1日

4-①② 平成31年4月1日、令和元年10月1日、令和3年4月1日

5 平成31年4月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・平成31年3月29日公布 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）
- ・平成31年3月29日公布 地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやづビジョンとの整合】

基本施策

一

重点戦略

担当課・係

添付資料

税務・国保課 税務係（45-1612）

- ・地方税法等の一部改正に伴う「宮津市市税条例等の一部改正」の概要
- ・新旧対照表

※みやづビジョン以外の計画があれば記載

【平成31年度税制改正】

地方税法等の一部改正に伴う「宮津市市税条例等の一部改正」の概要

1 個人住民税

- ①ふるさと納税制度の見直しに伴う規定の整備【第35条の6、附則第4条の4、附則第6条】
総務大臣が、ふるさと納税の対象となる地方公共団体を指定することとなる制度改正に伴う本市条例の所要整備

施行期日 令和元年6月1日

②住宅ローン控除制度の拡充【附則第4条の3の2】

消費税率が10%である住宅を取得した者で、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合、控除期間を3年間（11年目～13年目）延長

施行期日 平成31年4月1日

2 法人市民税【宮津市市税条例の一部を改正する条例（平成30年条例第22号）】

- 大法人の電子申告に係る災害等の使用困難時の宥恕措置を規定
施行期日 平成31年4月1日

3 固定資産税【附則第6条の4】

- 高規格堤防の整備により家屋を建て替えた場合の税額の減額措置を創設
施行期日 平成31年4月1日

4 軽自動車税

- ①環境性能割の税率の適用区分の見直し【附則第11条の2、附則第11条の2の2、附則第11条の6】
消費税率変更に伴う負担感を緩和するため、平成31年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率を1%分軽減

〔軽自動車〕	標準	臨時的軽減
	非課税	非課税
	1.0%	非課税
	2.0%	1.0%

②グリーン化特例（軽課）の見直し【附則第12条、附則第12条の2】

- ・令和元年度課税分までの現行グリーン化特例措置（軽課）を令和3年度課税分まで延長
- ・令和4・5年度課税分のグリーン化特例の対象を電気自動車等（自家用乗用車）に限定

施行期日 ①② 平成31年4月1日、令和元年10月1日、令和3年4月1日

5 その他条文整理

【附則第6条の3、附則第6条の4、附則第18条、宮津市市税条例の一部を改正する条例（平成29年条例第1号）】

引用条項ずれに伴う改正等

施行期日 平成31年4月1日

宮津市市税条例等の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 後
<p>《第1条関係》</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第35条の6 所得割の納稅義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納稅義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>第4条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第35条の3及び第35条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</p> <p>(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第37条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中</p>	<p>《第1条関係》</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第35条の6 所得割の納稅義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納稅義務者が前年中に同項第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>第4条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第35条の3及び第35条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(削除)</p>

新 旧 対 照 表

現 行

改 正 後

において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定がある場合における第35条の7及び第35条の8第1項の規定の適用については、第35条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の3の2第1項」と、第35条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第4条の4 第35条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納稅義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第12条の3第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第15条の2第1項又は附則第15条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第6条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第35条の6第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第37条の2第4項の規定による申告書の提出(第37条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び第5項において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定がある場合における第35条の7及び第35条の8第1項の規定の適用については、第35条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の3の2第1項」と、第35条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第4条の4 第35条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納稅義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第12条の3第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第15条の2第1項又は附則第15条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第6条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第35条の6第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第37条の2第4項の規定による申告書の提出(第37条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この項及び第5項において「特例控除対象寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 後
3 申告特例の求めを受けた <u>地方団体の長</u> は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。	3 申告特例の求めを受けた <u>都道府県知事等</u> は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
4 (略)	4 (略)
5 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に <u>地方団体</u> に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第35条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。	5 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に <u>特例控除対象寄附金</u> を支出し、かつ、当該納税義務者について第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第35条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第6条の3 1～3 (略)	第6条の3 1～3 (略)
4 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	4 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
5 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	5 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
6 法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	6 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
7 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	7 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
8 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	8 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
9 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	9 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
10 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
11 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
12 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	12 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
13 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	13 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
14 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	14 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

新旧対照表	
現行	改正後
15 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	15 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
16 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	16 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
17 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	17 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
18 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	18 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
19 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	19 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
20 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	20 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
21 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。	21 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。
22 (略)	22 (略)
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第6条の4 1～4 (略)	第6条の4 1～4 (略)
5 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	5 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
(1)～(6) (略)	6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略)
6 (略)	7 (略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)

新旧対照表	
現行	改正後
(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) <u>7</u> (略) (1)～(4) (略) (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等 (6) (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) (1)～(4) (略) (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等 (6) (略) <u>10</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) <u>11</u> (略)	(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) <u>8</u> (略) (1)～(4) (略) (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) (1)～(4) (略) (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) (略) <u>11</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) <u>12</u> (略)
(軽自動車税の税率の特例) 第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第84条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (表) (略) 2. 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車	(軽自動車税の税率の特例) 第12条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第84条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (表) (略) 2～4 (削除)

新 旧 対 照 表

現 行

改 正 後

税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税

新 旧 対 照 表	改 正 後
現 行	
に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、 <u>次の表</u> の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、 <u>第3項の表</u> の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、 <u>次の表</u> の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、 <u>第4項の表</u> の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、 <u>次の表</u> の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新 旧 対 照 表

現 行

改 正 後

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2~4 (略)

(読替規定)

第18条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第42項、第43項、第44項、第48項若しくは第50項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2~4 (略)

(読替規定)

第18条 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第43項、第44項、第48項若しくは第50項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 後
《第2条関係》 附 則	《第2条関係》 附 則
(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)	(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)
<u>第11条の2</u> 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。	<p><u>第11条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間（附則第11条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p><u>第11条の2の2</u> 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>2 府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第11条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があった時は、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>

新 旧 対 照 表		改 正 後															
現 行																	
(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第11条の6 (略) 2 (略)		(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第11条の6 (略) 2 (略) 3 <u>自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4 (同条第2号に係る部分に限る。) 及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u>															
(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第12条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (表) (略)		(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (表) (略) 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。															
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>第2号ア(ウ)a</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr> <td></td><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr> <td>第2号ア(ウ)b</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </tbody> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円		10,800円	2,700円	第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円		5,000円	1,300円
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円															
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円															
	10,800円	2,700円															
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円															
	5,000円	1,300円															
		3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げ															

新 旧 対 照 表

現 行

改 正 後

る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみ

第12条の2 (削除)

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 後
	<p>なして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 後
<p>《第3条関係》 附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表) (略) 2~4 (略)</p>	<p>《第3条関係》 附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表) (略) 2~4 (略)</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>

新	旧	対照表	改正後
現行			
《第4条関係》 宮津市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第1号）		《第4条関係》 H31. 4 から取扱い 宮津市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第1号）の一部改正	
第2条 宮津市市税条例の一部を次のように改正する。 附則第11条の次に次の5条を加える。 (略) (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)		第2条 宮津市市税条例の一部を次のように改正する。 附則第11条の次に次の5条を加える。 (略) (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)	
第11条の6 (略) (表) (略) 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、_____同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。		第11条の6 (略) (表) (略) 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、 <u>当分の間</u> 、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。	
附則第12条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第84条」を「第82条」に改め、同項の表を次のように改める。 (表) (略)		附則第12条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第84条」を「第82条」に改め、同項の表を次のように改める。 (表) (略)	

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 後
《第5条関係》 宮津市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第22号）	《第5条関係》 H31.4から取扱い 宮津市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第22号）の一部改正
第1条 宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。 第51条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他の施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならぬ。 11 (略) 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。	第1条 宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。 第51条第1項中「による申告書」の次に「(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の8項を加える。 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 11 (略) 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申告書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

新 旧 対 照 表		改 正 後
現 行		
		15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
		16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
		17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。
第2条 宮津市市税条例の一部改正を次のように改正する。 (略) 附則第18条中「第44項」を「第43項」に、「第48項」を「第47項」に改める。		第2条 宮津市市税条例の一部改正を次のように改正する。 (略) 附則第18条中「第44項若しくは第48項」を「第43項、第44項、第48項若しくは第50項」に改める。
附 則 (施行期日) 第1条 (1)～(4) (略) (5) 第1条中宮津市市税条例第24条第1項及び第3項並びに第51条第1項の改正規定並びに同条に <u>3項</u> を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日 (6)～(9) (略) (市民税に関する経過措置) 第2条 (略) 2 (略) 3 第1条の規定による改正後の宮津市市税条例(次条第1項において「新条例」という。)第24条第1項及び第3項並びに第51条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。		附 則 (施行期日) 第1条 (1)～(4) (略) (5) 第1条中宮津市市税条例第24条第1項及び第3項並びに第51条第1項の改正規定並びに同条に <u>8項</u> を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日 (6)～(9) (略) (市民税に関する経過措置) 第2条 (略) 2 (略) 3 第1条の規定による改正後の宮津市市税条例(次条第1項において「新条例」という。)第24条第1項及び第3項並びに第51条第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

新 旧 対 照 表				
現 行	改 正 後			
	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中宮津市市税条例第35条の6の改正規定並びに同条例附則第4条の4及び第6条の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日</p> <p>(2) 第2条及び附則第5条の規定 平成31年10月1日</p> <p>(3) 第3条及び附則第6条の規定 平成33年4月1日</p> <p style="text-align: center;">(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第35条の6並びに附則第4条の4及び第6条第5項の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第35条の6第1項及び附則第6条第5項の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">第35条の6第1項</td><td style="padding: 5px;">特例控除対象寄附金</td><td style="padding: 5px;">特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）</td></tr> </table>	第35条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
第35条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）		

新旧対照表							
現行	改正後						
	<table border="1"> <tr> <td>附則第6条第5項</td> <td>特例控除対象寄附金</td> <td>特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>送付</td> <td>送付又は宮津市市税条例の一部を改正する条例（平成31年条例第16号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1項の規定による改正前の宮津市市税条例附則第6条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付</td> </tr> </table> <p>4 新条例附則第6条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納稅義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納稅義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。</p> <p style="margin-left: 2em;">（固定資産税に関する経過措置）</p> <p>第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p style="margin-left: 2em;">（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号の規定による改正後の宮津市市税条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p>	附則第6条第5項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）		送付	送付又は宮津市市税条例の一部を改正する条例（平成31年条例第16号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1項の規定による改正前の宮津市市税条例附則第6条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
附則第6条第5項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）					
	送付	送付又は宮津市市税条例の一部を改正する条例（平成31年条例第16号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1項の規定による改正前の宮津市市税条例附則第6条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付					

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 後
	<p>2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p> <p>第6条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p> <p>(都市計画税に関する経過措置)</p> <p>第7条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p>第8条 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第18条の規定の適用については、同条中「第44項、第48項若しくは第50項」とあるのは「第44項若しくは第48項」とする。</p>

議案参考資料
令和元年6月定例会

報告第2号	宮津市国民健康保険税条例の一部改正について【専決】	区分	条例の改正
-------	---------------------------	----	-------

【報告の概要】

◆専決内容の主旨・目的

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等が、平成31年3月29日付で公布（4月1日施行）されたことに伴い、本条例の一部改正を専決処分により行ったもの。

◆専決内容の概要

①課税限度額の見直し

国保税構成要素	改定前	改定後
基礎課税額	58万円	61万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	19万円
介護納付金課税額	16万円	16万円

②低所得者に係る保険税軽減の拡充

<改正前> 軽減判定所得(軽減の対象となる所得の基準)	
7割軽減	基礎控除額(33万円)
5割軽減	基礎控除額(33万円) + 27.5万円 × (被保険者数※)
2割軽減	基礎控除額(33万円) + 50万円 × (被保険者数※)

↓

<改正後> 軽減判定所得(軽減の対象となる所得の基準)	
7割軽減	基礎控除額(33万円)
5割軽減	基礎控除額(33万円) + 28万円 × (被保険者数※)
2割軽減	基礎控除額(33万円) + 51万円 × (被保険者数※)

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

◆施行期日 平成31年4月1日

【みやづビジョンとの整合】

基本施策	重点戦略
※みやづビジョン以外の計画があれば記載	

【政策等の背景・報告までの経過】

- 平成30年12月21日 平成31年度税制改正の大綱 閣議決定
- 平成31年2月 宮津市国民健康保険運営協議会へ諮問・答申
- 平成31年3月29日 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）の公布

【市民参加の状況】

宮津市国民健康保険運営協議会へ諮問

【政策等の効果及び費用】

- <参考>
- 課税限度額の見直しに伴う影響
⇒16世帯 約50万円の税額増
 - 低所得者軽減の拡充に伴う影響
⇒14世帯 約50万円の税額減

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
税務・国保課 国保年金係 (45-1616)	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法施行令等の一部改正に伴う「宮津市国民健康保険税条例の一部改正」の概要 新旧対照表

地方税法施行令等の一部改正に伴う「宮津市国民健康保険税条例の一部改正」の概要

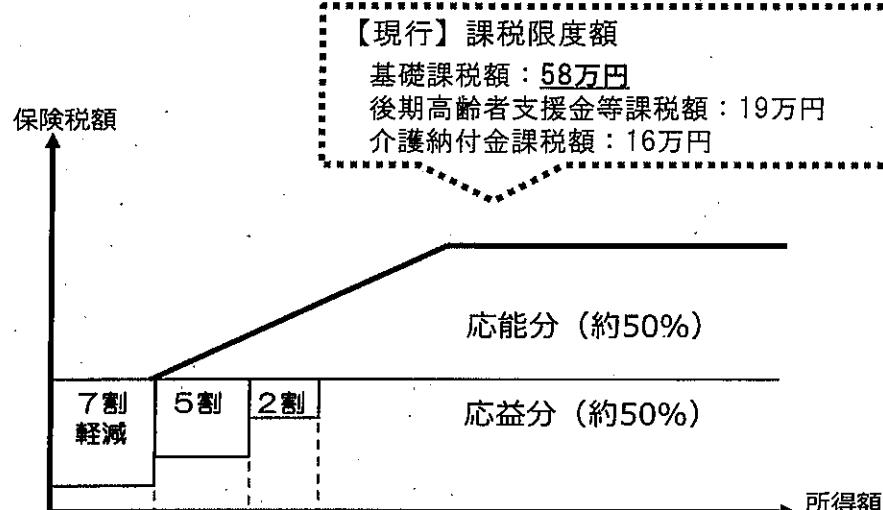
①課税限度額の見直し

②低所得者に係る保険税軽減の拡充

《改 正 前》

《改 正 後》

施行期日 平成31年4月1日



①課税限度額の見直し

【改正後】課税限度額
基礎課税額：61万円
後期高齢者支援金等課税額：19万円
介護納付金課税額：16万円



【現行】軽減判定所得

7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)

5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+27.5万円×(被保険者数*)

2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+50万円×(被保険者数*)

【改正後】軽減判定所得

7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)

5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+28万円×(被保険者数*)

2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+51万円×(被保険者数*)

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

宮津市国民健康保険税条例の一部改正について

新旧対照表	
現 行	改 正 後
(課税額)	(課税額)
第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1)～(3) 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>580,000円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>580,000円</u> とする。 3～4 略	第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1)～(3) 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>610,000円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>610,000円</u> とする。 3～4 略
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第2・3条 次に掲げる納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>580,000円</u> を超える場合には、 <u>580,000円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>190,000円</u> を超える場合には、 <u>190,000円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>160,000円</u> を超える場合には、 <u>160,000円</u> ）の合算額とする。	第2・3条 次に掲げる納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>610,000円</u> を超える場合には、 <u>610,000円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>190,000円</u> を超える場合には、 <u>190,000円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>160,000円</u> を超える場合には、 <u>160,000円</u> ）の合算額とする。

(1) 略

ア～カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納稅義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき500,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納稅義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(1) 略

ア～カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納稅義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき510,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納稅義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和元年6月定例会

報告第3号

宮津市介護保険条例の一部改正について【専決】

区分

条例の改正

【報告の概要】

◆専決内容の趣旨・目的

介護保険法施行令の一部を改正する政令が、平成31年3月29日付けで公布（4月1日施行）されたことに伴い、本条例の一部改正を専決処分により行ったもの。

◆専決内容の概要

低所得者に係る保険料軽減の拡充

<改正前>

第1段階（生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方）
37,700円 → 33,510円（4,190円の減）

<改正後>

第1段階
37,700円 → 27,230円（10,470円の減）

第2段階（世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方）
58,640円 → 48,170円（10,470円の減）

第3段階（世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方）
62,820円 → 60,730円（2,090円の減）

※ 消費税率は平成31年10月から改正されることから、平成31年度の軽減額も本来の軽減額の半分となっています。

◆施行期日 平成31年4月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

- 平成27年4月以降 第1段階の介護保険料を軽減
- 平成30年12月21日 2019年度政府予算案閣議決定
- 平成31年3月29日 介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

<参考>

- 低所得世帯軽減の拡充に伴う影響
⇒約2,900人 約2,400万円の料金減
※国(1/2)、府(1/4)の負担あり

【他の自治体の類似する政策との比較】

【宮津ビジョンとの整合】

基本施策 健康増進と福祉の推進 重点戦略

担当課・係

添付資料

健康・介護課 介護認定係
(45-1676)

- H31公費による低所得者の保険料軽減額等
- 新旧対照表

H31公費による低所得者の保険料軽減額等

第7期介護保険料：平成30～32年度			
段階区分	対象者	乗率	年間保険料額
第1段階	生活保護受給の方、又は本人が市民税非課税の老齢福祉年金受給の方、世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が80万円以下の方	0.45	37,700
第2段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が年間80万円超120万円以下の方	0.70	58,640
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が年間120万円超の方	0.75	62,820
第4段階	本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.85	71,200
第5段階	本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超の方	1.00	83,760
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以下の方	1.20	100,520
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円超190万円未満の方	1.35	113,080
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.70	142,400
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が290万円以上350万円未満の方	1.75	146,580
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.90	159,150
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上650万円未満の方	2.05	171,710
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が650万円以上800万円未満の方	2.20	184,280
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上の方	2.25	188,460

軽減割合	公費軽減後
0.125	0.325
0.125	0.575
0.025	0.725

年間保険料	公費軽減後	軽減額	被保険者数	軽減額	H30軽減額見込
37,700円	27,230円	10,470円	1,229人	12,867,630円	5,333,870円
58,640円	48,170円	10,470円	943人	9,873,210円	0円
62,820円	60,730円	2,090円	697人	1,456,730円	0円
軽減総額				24,197,570円	5,333,870円
国負担額 (軽減額の1/2)				12,098,785円	2,666,935円
府負担額 (軽減額の1/4)				6,049,393円	1,333,468円
市負担額 (軽減額の1/4)				6,049,393円	1,333,468円

	H31調定額見込	比率	軽減額
特別徴収	554,045,887	94.36%	22,834,000円
普通徴収	33,087,250	5.64%	1,363,600円
現年度計	587,133,137		24,197,570円

宮津市介護保険条例の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 37,700円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 58,640円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 62,820円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 71,200円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 83,760円 (6) 次のいずれかに該当する者 100,520円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 37,700円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 58,640円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 62,820円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 71,200円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 83,760円 (6) 次のいずれかに該当する者 100,520円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる</p>

もの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するものを除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 113,080円

ア 合計所得金額が125万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するものを除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 142,400円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 146,580円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 159,150円

もの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するものを除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 113,080円

ア 合計所得金額が125万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するものを除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 142,400円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 146,580円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 159,150円

ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 171,710円

ア 合計所得金額が500万円以上650万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 184,280円

ア 合計所得金額が650万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 188,460円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,510円とする。

ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 171,710円

ア 合計所得金額が500万円以上650万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 184,280円

ア 合計所得金額が650万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 188,460円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,230円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、48,170円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る
平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定に
かかわらず、60,730円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第3条第2項から第4項までの規定は、平成31年度以後の年度分
の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例
による。

議案参考資料

令和元年6月定例会

議第1号

財産区管理委員の選任について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の要旨・目的

財産区管理委員の任期(4年)が、栗田財産区5名について令和元年7月2日で満了となるため、また、日ヶ谷財産区では委員に欠員が生じたため、委員の選任について、財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要

○選任予定者の人数

栗田財産区	: 5名
日ヶ谷財産区	: 1名
合計	: 6名

○任期

栗田財産区	令和元年7月3日～令和5年7月2日：4年間
日ヶ谷財産区	～令和2年9月30日：前任者の残任期間

○選任予定者

添付資料参照

◆提案の根拠法令

財産区管理会条例第3条第1項

(委員の選任)

第3条 委員は、当該財産区の区域内に引き続き3月以上住所を有する者で、宮津市の議員の被選挙権を有するもの(以下「被選挙権を有する者」という。)の中から、当該財産区においてあらかじめ選定した者を市長が議会の同意を得て選任する。

【政策等の背景・提案までの経過】

※財産区について

7財産区(上官津、由良、栗田、吉津、世屋、養老、日ヶ谷)
財産区管理会の委員定員は各7名、任期は4年間

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやづビジョンとの整合】

基本施策

重点戦略

担当課・係

添付資料

農林水産課 産業基盤係 (45-1627)

選任予定者一覧

財産区管理委員 選任予定者一覧

■栗田財産区

氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別
ありもと てるお 有本 輝雄	昭和22年2月20日	新宮64番地	R1.7.3～ R5.7.2	再任
なかしま みちひろ 中嶋 道博	昭和24年9月1日	小寺860番地	R1.7.3～ R5.7.2	再任
やました ゆうじ 山下 祐次	昭和22年7月19日	中津217番地の1	R1.7.3～ R5.7.2	再任
たにくち まさと 谷口 真人	昭和29年2月28日	島陰240番地	R1.7.3～ R5.7.2	再任
おなみ まさあき 尾浪 正明	昭和28年11月4日	矢原2番地	R1.7.3～ R5.7.2	再任

■日ヶ谷財産区

氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別
おかの ひとし 岡野 均	昭和33年11月9日	日ヶ谷4633番地	～R2.9.30	新任

議案参考資料
令和元年6月定例会

議第2号	固定資産評価員の選任について	区分	人事案件
------	----------------	----	------

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

地方税法及び本市市税条例において、本市に固定資産評価員を1名設置することとしている。

今般、現固定資産評価員の上田清和氏から退職願が提出されたことから、新たに固定資産評価員を選任することとして、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるもの。

◆選任予定者

氏名	生年月日	住所	任期
今井 真二	昭和34年2月4日	宮津市字万町 560番地	同意の日から

〈固定資産評価員〉

市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、市町村長が行う価格の決定を補助する者。

【政策等の背景・提案までの経過】

固定資産評価員の就任履歴

H11.4.1～H17.3.1 橋本清鷹(助役)

H17.3.1～H18.5.10 井上正嗣(助役)

H18.12.4～H27.5.27 松田文彦(副市長)

H27.5.27～ 上田清和(副市長)

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやづビジョンとの整合】

基本施策	重点戦略

担当室・係	添付資料
税務・国保課 税務係 (45-1612)	

議案参考資料
令和元年6月定例会

議第3号

京都地方税機構規約の変更について

区分

その他

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

京都地方税機構の規約の一部を変更することについて、構成団体の協議を行うため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるもの。

◆提案の概要

- ①京都地方税機構が処理する事務に、新たに固定資産税（償却資産に関する）に係る申告等の受付等の事務を追加するとともに、これに伴う経費の市町村負担を定めるもの。
- ②税制改正に伴う所要整備。
 - ・地方法人特別税の削除及び特別法人事業税に関する規定の追加
 - ・自動車取得税に関する規定を削除
 - ・自動車税及び軽自動車税の環境性能割・種別割に関する規定の追加

◆施行期日

- ①…総務大臣の許可の日

※固定資産(償却資産)に関する事務は令和3年1月1日から開始

- ②…令和元年10月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・平成21年8月5日 広域連合設立許可
- ・平成22年1月1日 徴収業務開始
- ・平成24年4月1日 法人関係税課税事務開始
- ・平成29年4月1日 自動車関係税課税事務開始
(自動車関係税申告受付センター設置)
- ・平成30年10月23日 固定資産税(償却資産)課税事務共同化について構成市町村の合意

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

- ・償却資産に係る調査事務の共同化による增收見込み
(宮津市分約200万円)
- ・これに伴う機構分担金の増額(宮津市分約200万円)

【他の自治体の類似する政策との比較】

府内各市町村(京都市除く)とも6月議会上程予定

【みやづビジョンとの整合】

基本施策

重点戦略

担当室・係

添付資料

税務・国保課 税務係 (45-1612)

・新旧対照表

京都地方税機構規約変更(案)新旧対照表(抄)

現 行	変更案
(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき構成団体が賦課徴収すべき法人の府民税、市町村民税及び事業税並びに <u>地方法人特別税等</u> に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第10条 の規定により法人の事業税の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている <u>地方法人特別税</u> に係る申告書等(構成団体に直接提出されるものを除く。)の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務 (2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき <u>自動車取得税、自動車税及び軽自動車税</u> (同法第442条第2号に規定する軽自動車又は同条第4号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。)に係る申告書等の受付、税額の算定(軽自動車税に係るものを除く。), 調査及びデータの作成(軽自動車税に係るものに限る。)並びにこれらに関連する事務 (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)	(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき構成団体が賦課徴収すべき法人の府民税、市町村民税及び事業税並びに <u>特別法人事業税及び特別法人事業譲与税</u> に関する法律(平成31年法律第4号) 第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている <u>特別法人事業税</u> に係る申告書等(構成団体に直接提出されるものを除く。)の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務 (2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき <u>自動車税並びに軽自動車税の環境性能割及び軽自動車税の種別割</u> (同法第442条第5号に規定する軽自動車又は同条第7号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。)に係る申告書等の受付、税額の算定(自動車税の環境性能割、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割又は軽自動車税の環境性能割に係るものに限る。)、調査、データの作成(軽自動車税の種別割に係るものに限る。)及びこれらに関連する事務 (3) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき固定資産税のうち市町村が価格等を決定する償却資産に対して課する固定資産税に係る申告書等(市町村に直接提出されるものを除く。)の受付、当該償却資産に係る価格等の算定及び調査並びにこれらに関連する事務 (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略)
(広域連合の作成する広域計画の項目) 第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次に掲げる事項について記載するものとする。 (1) 前条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事務に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。 (2) (略)	(広域連合の作成する広域計画の項目) 第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次に掲げる事項について記載するものとする。 (1) 前条第1号から第4号まで及び第7号に掲げる事務に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。 (2) (略)

現 行	変更案
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。ただし、第4条第1号及び第2号の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u></p> <p>2 令和元年10月1日前に開始した事業年度（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の13に規定する事業年度をいう。）に係る法人の事業税の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている地方法人特別税に係る申告書等（構成団体に直接提出されるものを除く。）の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務については、なお従前の例による。</p> <p>3 令和元年10月1日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税及び令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税に係る申告書等の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務については、なお従前の例による。</p> <p>4 令和元年10月1日前に納税義務が発生した者に課する軽自動車税に係る申告書等の受付、調査及びデータの作成並びにこれらに関連する事務については、なお従前の例による。</p> <p>5 この規約の施行の日から令和2年12月31日までの間は、この規約による変更後の京都地方税機構規約第4条第3号の規定にかかわらず、同号に掲げる広域連合の処理する事務は、同号に掲げる事務の準備行為とする。</p>

現 行				変更案			
別表（第17条関係）				別表（第17条関係）			
1 (略)				1 (略)			
2 (略)	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(2) (略)	(略)	(略)	(2) (略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)		(略)	(略)	
3 (略)	(1) (略)	(略)	(略)	(1) (略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)		(略)	(略)	
	(2) (略)	(略)	(略)	(2) (略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
4 第4条第3号市町村に掲げる事務にかかる負担額を構成団体の市町村の数で除して得た額				基本負担額	経費の額の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額		
に掲げる事務にかかる負担額を構成団体の市町村の数で除して得た額				人口割額	経費の額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都都市を除く京都府内の市町村の人口で除して得た数を乗じて得た額		
に掲げる事務にかかる負担額を構成団体の市町村の数で除して得た額				納税義務者数割額	経費の額の100分の47.5の6分の5に相当する額に当該市町村の納税義務者数(免税点未満の者を除く。)を京都都市を除く京都府内の市町村の納税義務者数(免税点未満の者を除く。)で除して得た数を乗じて得た額		

現 行		変更案			
		調定金額相当額割額	経費の額の 100 分の 47.5 の 6 分の 1 に相当する額に当該市町村の償却資産に係る固定資産税の調定金額に相当する額を京都市を除く京都府内の市町村の償却資産に係る固定資産税の調定金額に相当する額で除して得た数を乗じて得た額		
4 上記以外の経費	京都府の負担金	経費の額に京都府からの派遣職員数（第4条第1号及び第2号に掲げる事務に従事する京都府からの派遣職員数を除く。）を構成団体からの派遣職員数（同条第1号及び第2号に掲げる事務に従事する構成団体からの派遣職員数を除く。以下この項において同じ。）で除して得た数を乗じて得た額	5 上記以外の経費	京都府の負担金	経費の額に京都府からの派遣職員数（第4条第1号から第3号までに掲げる事務に従事する京都府からの派遣職員数を除く。）を構成団体からの派遣職員数（同条第1号から第3号までに掲げる事務に従事する構成団体からの派遣職員数を除く。以下この項において同じ。）で除して得た数を乗じて得た額
市町村の負担金	基本負担額	経費の額に市町村からの派遣職員数（第4条第1号及び第2号に掲げる事務に従事する市町村からの派遣職員数を除く。）を構成団体からの派遣職員数で除して得た数を乗じて得た額（以下この項において「市町村負担金額」という。）の 100 分の 5 に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額	市町村の負担金	基本負担額	経費の額に市町村からの派遣職員数（第4条第1号から第3号までに掲げる事務に従事する市町村からの派遣職員数を除く。）を構成団体からの派遣職員数で除して得た数を乗じて得た額（以下この項において「市町村負担金額」という。）の 100 分の 5 に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
備考 1 (略)			備考 1 (略)		
2 (略)			2 (略)		
3 (略)			3 (略)		
			4 第4項に規定する納税義務者数及び償却資産に係る固定資産税の調定金額に相当する額の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。		

議案参考資料

令和元年6月定例会

議第4号

宮津市市税条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が平成31年3月29日付けで公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

1 個人住民税

- ①未婚のひとり親(単身児童扶養者)の非課税措置の創設
前年の合計所得金額が135万円以下の未婚のひとり親について、寡婦(夫)と同様に個人住民税を非課税とするもの
- ②確定申告書の記載事項の見直しに伴う所要の措置
- ③その他条文整理

◆施行期日

- ①…令和3年1月1日(令和3年度課税分～)
- ②、③…令和2年1月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・平成31年3月29日公布 地方税法等の一部を改正する法律
(平成31年法律第2号)
- ・平成31年3月29日公布 地方税法施行令等の一部を改正する政令
(平成31年政令第87号)

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやづビジョンとの整合】

基本施策

重点戦略

担当室・係

添付資料

税務・国保課 税務係 (45-1612)

・新旧対照表

宮津市市税条例の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
(個人の市民税の非課税の範囲)	(個人の市民税の非課税の範囲)
第25条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第56条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。	第25条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第56条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫_____（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）	(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）
2 (略)	2 (略)
(市民税の申告)	(市民税の申告)
第37条の2 (略)	第37条の2 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 (略)	6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。
7 (略)	7 (略)
8 (略)	8 (略)
9 (略)	9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日まで

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日まで

に、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

に、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第37条の4 市民税の納稅義務者が、第37条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第37条の4 市民税の納稅義務者が、第37条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第25条第1項第2号の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）第25条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第37条の2第6項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第37条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に支払を受けるべき宮津市市税条例第37条の2第1項に規

定する給与について提出する新条例第37条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

5. 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

議案参考資料 令和元年6月定例会	議第5号	宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の 一部改正について	区分	条例の改正
【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】		
<p>◆提案の趣旨・目的 令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、し尿収集手数料の引上げを行うもの。</p> <p>◆提案の概要 し尿収集手数料の改定 <現行> 1回につき18リットルまでごとに203円（うち消費税相当額 9円） <改正案> 1回につき18リットルまでごとに213円（うち消費税相当額 19円）</p> <p>※平成26年4月からの消費税率8%への引き上げの際、料金は据え置いたことから、今般、当該分を含めて改定するもの。</p> <p>◆施行日 令和元年10月1日</p>		<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> H23. 7. 1: し尿収集制度の改正 定額制から従量制に変更 料金設定において消費税相当として5%を加味 H26. 4. 1: 消費税が8%に引き上げられたが、料金は据え置き R元. 5. 17: 宮津市廃棄物減量等推進審議会へ諮問・答申 		
		【市民参加の状況】		
		宮津市廃棄物減量等推進審議会へ諮問		
		【政策等の効果及び費用】		
		【他の自治体の類似する政策との比較】		
基本施策	重点戦略	一	担当課・係	添付資料
			市民課 環境衛生係 (45-1617)	・新旧対照表

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

新旧対照表			
現行		改正案	
別表第1（第23条関係） 一般廃棄物処理手数料		別表第1（第23条関係） 一般廃棄物処理手数料	
種別	区分	手数料	
ごみ類 燃やす ごみ用 袋	15リットル相当の容量のも の	1袋につき 15円	
	30リットル相当の容量のも の	1袋につき 30円	
	45リットル相当の容量のも の	1袋につき 45円	
燃やさ ないご み用袋	プラス チック・ビニ ール類	15リットル相当 の容量のもの 30リットル相当 の容量のもの 45リットル相当 の容量のもの	1袋につき 15円 1袋につき 30円 1袋につき 45円
	ガラス 類・革製 品・陶磁 器類・金 属類	15リットル相当 の容量のもの 45リットル相当 の容量のもの	1袋につき 15円 1袋につき 45円
	大型ごみ(一般廃棄物のうち市長が別に定めるもの)	4,000円以内で規則で定める額	
	市の指定する処理施設に搬入する一般廃棄物(大型ごみを除く。)	1回につき 50キログラムまでごとに 500円	
動物の死体	犬、猫等の小動物	1匹につき 600円	
し尿	1回につき 18リットルまでごとに	<u>203円</u>	
ごみ類 燃やす ごみ用 袋	15リットル相当の容量のも の	1袋につき 15円	
	30リットル相当の容量のも の	1袋につき 30円	
	45リットル相当の容量のも の	1袋につき 45円	
燃やさ ないご み用袋	プラス チック・ビニ ール類	15リットル相当 の容量のもの 30リットル相当 の容量のもの 45リットル相当 の容量のもの	1袋につき 15円 1袋につき 30円 1袋につき 45円
	ガラス 類・革製 品・陶磁 器類・金 属類	15リットル相当 の容量のもの 45リットル相当 の容量のもの	1袋につき 15円 1袋につき 45円
	大型ごみ(一般廃棄物のうち市長が別に定めるもの)	4,000円以内で規則で定める額	
	市の指定する処理施設に搬入する一般廃棄物(大型ごみを除く。)	1回につき 50キログラムまでごとに 500円	
動物の死体	犬、猫等の小動物	1匹につき 600円	
し尿	1回につき 18リットルまでごとに	<u>213円</u>	

備考 「燃やすごみ用袋」及び「燃やさないごみ用袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。

別表第2(第23条関係)

(略)

備考 「燃やすごみ用袋」及び「燃やさないごみ用袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。

別表第2(第23条関係)

(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表第1 し尿の部の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料（し尿に限る。）について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料（し尿に限る。）については、なお従前の例による。